

保管場所標章交付要否の判断

【保管場所法第6条で規定する、標章を交付しなければならない時期】

- 紙（窓口）申請 ～ 証明書を交付したとき
- OSS申請 ～ 証明通知を行ったとき（「証明可」 決裁と同一タイミング）

